

大阪府宿泊税についてのお知らせ

大阪府条例により、平成29年1月1日から、大阪府内のホテル又は旅館に一定の金額以上の料金で宿泊される際、宿泊税が課税されることとなりました。

チェックインの際、ご宿泊料金とは別に宿泊税を申し受けます。何卒ご了承くださいませ。

※インターネットでご予約いただく場合、表示される合計金額に宿泊税は含まれておりません。あらかじめご了承くださいませ。

宿泊料金 (お1人様1泊あたり)	宿泊税
¥7,000未満	課税されません
¥7,000以上 ¥15,000未満	¥100
¥15,000以上 ¥20,000未満	¥200
¥20,000以上	¥300

課税対象(宿泊料金に含まれるもの)

- ・素泊まりの料金
- ・素泊まりの料金にかかるサービス料

課税対象外(宿泊料金に含まれないもの)

- ・消費税等に相当する金額
- ・宿泊以外のサービスに相当する料金

(例)食事、会議室の利用、電話の利用、駐車場等

詳しくは大阪府のWEBサイトをご覧ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/syukuhakuzei/>